

北海道自然保護協会会報  
Nature Conservation Society of Hokkaido

1994年 7月号

No. 87

# NC HOKKAIDO



神居尻又キ一場計画地  
(当別町)  
写真:佐藤謙

# (社)北海道自然保護協会

## 一九九四年度通常総会要録

日時 一九九四年五月十四日(土)午後一時半

場所 道民活動センター(かでの2・7)

(札幌市中央区北二条西七丁目)

### 議長等の選出

定款十七条により、神山桂一氏を議長に選出。また議事運営規定により、資格審査・議事運営委員に伊達佐重氏、渡辺克己氏、大久保フヨ氏、神原昭子氏、松下昇氏を、議事録署名人に鮫島惇一郎氏、俵浩三氏をそれぞれ指名承認した。また書記として熊木大仁氏、水尾君尾氏、畠山紀子氏を任命した。

### 成立

会員総数一一九六名のうち、出席五十七名、委任状五八九名を合わせ六四六名となり、過半数を超え総会は成立。

### 会長挨拶

一年ぶりにご挨拶の機会を得て、感慨があります。

いまや世界の歴史は劇的な転回期を迎え、既成の物指や枠組が大きく崩れ、変わろうとしています。自然保護の問題にひき寄せていえば、人類はこれまで、ひたすら自然を侵奪して文明を築いてきましたが、それによって失うものの大ききさによりやがて気がつきはじめました。今日、自然環境の保全は全人類的な課題であり、おのずから自然保護運動の在り方も変わるべきでしょう。それは胸を張った堂々たる運動として、開かれた、より明るい運動に脱皮しなければなりません。

事情があつて、しばらく北海道を

はなれていましたが、あらためて本道の自然をそぼくで、澄明で、いとおしいものに感じています。とはいえ、たとえば千歳川放水路問題や土幌高原道路問題など、本道の愛すべき自然を脅かす由々しい問題が山積し、安心できる状況にないことは残念です。

折しも当協会は、設立三十周年の節目を迎えました。これまでの道程をふりかえりますと、それぞれの時代状況に裊きして、協会は、本道の自然を守るべく、精いっぱい努力を傾けてきました。いま、新しい理事会が発足しようとしています。協会の活動をさらに充実させるためには会員の皆様のご支援が不可欠です。どうか、本道のなご豊かな自然、そしてまた危機に瀕しつつある自然を守るため、いっそうのご支援をお願いする次第です。

### 第一号議案「一九九三年度事業報告及び収支決算」

小暮会長より以下のとおり説明があった。

広報事業としては、会誌『北海道の自然』第32号の発行及びNC83(86号)の発行。普及事業としては、自然観察会(二回)、自然保護講座(一回)、エコ・ツアー(二回)等

の開催。普及啓発事業としては、自然保護講演会の開催及び自然保護読本『厚岸・霧多布の自然』の発行。調査研究等事業としては、「北海道環境影響評価条例」に関する提言のとりまとめ及び「トマム・レポート」の作成、「ゴルフ場開発問題」「野生動物のかかえる問題」についての調査・研究。自然保護運動としては、ラムサール条約釧路会議への参加とNGOフォーラムの主催、土幌高原道路問題、千歳川放水路問題、百人浜クロマツ緑化・アポイ岳植栽・コムケ湖等の自然保護上の問題、美々プロジェクト、西別川取水計画、鶴居カントリークラブ計画、北海道環境影響評価条例、エゾシカ問題等の諸問題に関して、現地調査、関係官庁等への質問・提言及び要望、あるいはシンポジウムの開催、公聴会への参加などを行った。

会長からの説明に続き、三浦理事から収支決算の説明があった。

### 監査報告

大西監事より、会計事務及び事業執行報告が適正である旨報告された。

### 質疑

質問、意見なし。

◇議長が第一号議案について承認を求め、拍手をもって承認された。

決算報告 (1993年4月1日から1994年3月31日まで)

1. 一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(基本財産運用収入)	( 95,781)	(管理費)	(6,364,834)
基本財産利息収入	95,781	賃金	2,952,600
(会費収入)	(8,741,000)	諸謝金	10,000
個人会費収入	4,481,000	退職金	1,017,000
団体会費収入	4,260,000	福利厚生費	109,039
(一般事業収入)	( 359,322)	会議費	201,051
一般事業収入	359,322	旅費交通費	363,250
(補助金収入)	(1,000,000)	通信運搬費	333,991
地方公共団体補助金収入	1,000,000	消耗品費	203,252
(助成金収入)	(1,000,000)	印刷製本費	83,045
民間助成金収入	1,000,000	燃料費	34,944
(寄附金収入)	( 132,200)	光熱水料費	98,703
寄附金収入	132,200	賃借料	795,852
(雑収入)	( 130,537)	話会費	90,500
受取利息	15,727	図書資料費	48,370
雑収入	114,810	支払手数料	6,698
(繰入金収入)	( 258,205)	雑費	16,539
繰入金収入	258,205	(一般事業費)	(4,191,684)
(積立預金取崩収入)	(1,020,000)	広報事業費	2,140,648
退職給与積立預金取崩収入	1,020,000	普及事業費	50,448
(前期繰越収支差額)	(1,518,362)	普及啓発事業費	2,000,588
		(調査研究等事業費)	( 531,570)
		(積立預金支出)	( 220,000)
		退職給与積立預金支出	220,000
		(繰入金支出)	( 200,000)
		繰入金支出	200,000
		(予備費)	( 0)
収入合計 (A)	14,255,407	支出合計 (B)	11,508,088
		次期繰越収支差額	
		(C) = (A) - (B)	2,747,319

2. 特別会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(受託等事業収入)	( 883,075)	(受託等事業費)	( 821,738)
受託事業収入	700,000	受託事業費	780,338
読本普及事業収入	183,075	読本普及事業費	41,400
(雑収入)	( 355)	(繰入金支出)	( 258,205)
受取利息	355	繰入金支出	258,205
雑収入	0		
(繰入金収入)	( 200,000)		
繰入金収入	200,000		
(前期繰越収支差額)	( 166,907)		
収入合計 (A)	1,250,337	支出合計 (B)	1,079,943
		次期繰越収支差額	
		(C) = (A) - (B)	170,394

第二号議案「一九九四年度事業計画及び収支予算」

俵副会長より以下のとおり説明があった。

おおむね昨年度と同様の内容で事業を行うが、広報事業の会誌『北海道の自然』第33号は三十周年記念号としたい。普及事業の自然観察会は道内各地で開催する予定。調査研究

等事業としては、「環境アセス制度」「野生動物の保護」「リゾート・ゴルフ場」「身近な自然」等の調査・研究を行う。自然保護運動としては、懸案になっている土幌高原道路問題・千歳川放水路問題、地域ネットワークの拡充(地域ごとの会員の交流)懸案事項の再調査ないし再検討、協会三十周年記念事業の実施など。

研究を行う。自然保護運動としては、懸案になっている土幌高原道路問題・千歳川放水路問題、地域ネットワークの拡充(地域ごとの会員の交流)懸案事項の再調査ないし再検討、協会三十周年記念事業の実施など。

懸案事項の再調査ないし再検討、協会三十周年記念事業の実施など。

引き続き三浦理事から収支予算の説明があった。

質疑

例えば桜の木にチョウの幼虫がついてどうしたらいいかなど、日常生活の中で自然保護に関連して困っている人が結構いるので、各地で自然保護相談の日を設けてはどうか。

△熊井会員▽  
予算書の基本財産運用の収入が、前年度の半額に減ったのはなぜか。  
△山辺事務局長▽  
貯金等利息が下がっているため、少なめに計上した。

△渡辺会員▽  
支部を作り、権限を与えて取り組めるようにすべきだ。  
本州各地の問題・事例、運動をしている仲間との交流などを斡旋することも必要ではないか。

リゾート法の第二次指定が取り沙汰されているが、一次指定のその後を検証した上で、行政の許可が適正に運用されているかどうか、行政に迫っていく必要がある。

△小暮会長▽  
出前講座を開いたり懇親会を開いたりして、地域とのつながりを持つよう努力している。支部制については問題があるとしても、専門委員という制度があるので、それでカバーすることも考えている。

△神原委員▽  
土幌高原のヌブカの里でも、アポイ岳の麓の公園でも、札幌の滝野すずらん丘陵公園でも、芝生を張り石を並べたような公園が造られている。公園の在り方について検討してもらいたい。

スキー場は標高の高い所に樹木をすべて抜根して造る。その自然破壊はゴルフ場の比ではない。北海道の地形と地質の点からメスを入れて欲しい。

△久保会員▽

①土幌高原道路の関連で、北海道新聞の横路知事インタビュ記事に、「自然保護団体の意見を聞いて調査を積み重ねてきた。意見を取り入れてトンネル化したので、問題は解消されたと思っている」とある。道協会は昭和四十七年当時に、トンネル案でやってくれと言った。昨年の総会で、丸谷さんが「協会でトンネル案を要望したではないか」と質問したが、俵さんは「古い時代の考え方で、今は(トンネル案を)考えていない」と答えている。しかしあの文書は生きていると道の幹部は言っている。文書の撤回を申し入れよ。会員がいろいろ言っても理事会は聞いてくれない。理事会に不審な思いをもっている。

②道新TODAYに土幌高原道路の調査委託費のことが書かれているが、実際には一六〇〇万円で行ったのではなく、このほかに学者個人に裏金として六四〇〇万円、調査費用の名目で、先生方に分配したのではないか。「この裏金をいただけるなら…」

と、トンネル案でOKしたのではないか。

と、トンネル案でOKしたのではないか。

ネル案を要望しているが、その後には別な意見、要望を出しており、その時点で当然古いものは死んでしまふと考えている。知事が昭和四十七年の協会意見に基づいてトンネル化しようということが事実であれば、強い抗議を申し入れられる。文書を取り消すことについてはやぶさかではないが、どういう形で取り消すか、今後

予 算 計 画 (1994年4月1日から1995年3月31日まで)

1. 一般会計

(円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
勘 定 科 目	予 算 額	勘 定 科 目	予 算 額
(基本財産運用収入)	( 49,000)	(管理費)	(5,976,500)
基本財産利息収入	49,000	賃 金	2,870,000
(会費収入)	(7,900,000)	諸謝金	50,000
個人会員	3,900,000	退職金	0
団体会員	4,000,000	福利厚生費	206,000
(一般事業収入)	( 150,000)	会議費	200,000
一般事業収入	150,000	旅費交通費	600,000
(補助金収入)	(1,000,000)	通信運搬費	400,000
地方公共団体補助金収入	1,000,000	消耗品費	180,000
(助成金収入)	(1,200,000)	印刷製本費	330,000
民間助成金収入	1,200,000	燃料費	50,000
(寄付金収入)	( 100,000)	光熱水料費	100,000
寄付金収入	100,000	賃借料	800,000
(雑収入)	( 120,000)	諸会費	90,500
受取利息	20,000	図書資料費	70,000
雑収入	100,000	支払手教科	10,000
(繰入金収入)	( 300,000)	雑 費	20,000
繰入金収入	300,000	(一般事業費)	(4,640,000)
(積立預金取崩収入)	( 0)	広報事業費	2,318,000
退職給与積立預金取崩収入	0	普及事業費	122,000
		普及啓発事業費	2,200,000
		(調査研究等事業費)	( 700,000)
		(積立預金支出)	( 80,000)
		退職給与積立預金支出	80,000
		(繰入金支出)	( 300,000)
		繰入金支出	300,000
		(予備費30周年記念行事含む)	(1,869,819)
当期収入合計	10,819,000	当期支出合計	13,566,319
前期繰越収支差額	2,747,319		
収入合計	13,566,319		

2. 特別会計

(円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
勘 定 科 目	予 算 額	勘 定 科 目	予 算 額
(受託等事業収入)	( 850,000)	(受託等事業費)	( 891,000)
受託事業収入	700,000	受託事業費	700,000
読本普及事業収入	150,000	読本普及事業費	100,000
(雑収入)	( 606)	雑 費	91,000
受取利息	606	(繰入金支出)	( 300,000)
(繰入金収入)	( 300,000)	繰入金支出	300,000
繰入金収入	300,000	(予備費)	( 130,000)
当期収入合計	1,150,606	当期支出合計	1,321,000
前期繰越収支差額	170,394		
収入合計	1,321,000		

の検討課題である。

②調査費については、急な取材だったので見落としがあった。道新TODAYに書かれている以外に昭和五十四年、七五〇万円が別にあり、合計は二六八六万円が正確なところ。これ以外は何もない。北海道開発コンサルタントがいくらで請け負ったかについては関わりがない。それが

あたかも裏金で、協会が不正を働いたかのような見方をされるのは、協会の名譽にかかわることで大変に心外。

◇第二号議案の承認について議長から提案があり、会場の拍手をもって異議なく承認された。

### 第三号議案「理事及び監事の選任」

理事選任に關し、柳沢選挙管理委員長より次のとおり報告された。

立候補者が二十名以内であったので信任投票となった。投票総数は四五票で、二十名全員が有効投票総数の過半数を越す信任を得ており、信任の要件を満たしているので承認を願いたい。

### 質疑

△久保会員▽

信任に反対する。公示期間内の届け出は二十一名であつて、四月四日に一名が取り下げたと聞いている。なぜそのまま書かなかつたのか。

△柳沢選挙管理委員長▽

四月一日に本人から、一身上都合により辞退したいという文書が届いているということで、会員には経過を書くまでもないと判断した。

△久保会員▽

理事の人が、二十一人目が立候補すると自分は落ちてしまうのではな

いかと、詭計、策謀をめぐらしたという事実を聞いています。水増し立候補があれば、無競争なら立候補したという者を排除することになる。今後は何人立候補していつ降りた、と具体的に書いて欲しい。

△議長▽

何名立候補しているのか、立候補者もわかるのか。

△柳沢選挙管理委員長▽

立候補者名は公開している。

△小暮会長▽

選挙は適正な手続きで行われていることを承知いただきたい。

◇第三号議案の承認について議長から提案があり、拍手でもって承認された。

△「新理事氏名」

池田啓介、石田昭夫、市川守弘、

江部靖雄、大久保フヨ、大館和広、

熊木大仁、紺谷友昭、佐藤謙、佐藤正秀、伊達佐重、俵浩三、寺島

一男、畠山武道、稗田一俊、土方

晃、平井百合子、福地郁子、水尾

君尾、宗像和彦（敬称略）以上二十

十名

引き続き新理事により理事会が開催され、会長に俵理事、副会長に佐藤謙理事及び畠山理事を選出し、総会の席上で発表、承認された。

### 第四号議案「その他」

△八木名譽会員▽

（昭和四十七年の土幌高原道路トンネル案要望書の件について）関係者の一人として見解を述べれば、この文書は生きていません。（当時の

会長の）東條さんは大雪縦貫道路問題でもトンネル案を支持していたが、

責任をとって辞めている。その後まったく新しい協会が誕生した。従って

古い東條さんの出したものには協会は拘束されない。

それから久保さんから手紙がきて、

その中の「書面取消等請求事件」の

「訴状」で自分が被告になっている

ので驚いた。訴状の日付から一年半

たっているが、どうして裁判所から

連絡がないのか。

△久保会員▽

その件は裁判所の圧力で取り下げ

た。訴状の内容は事実かどうか答えて

欲しい。

△八木名譽会員▽

久保さんからの手紙の中に「八木

と小暮は、金は会を維持するために

必要であつた。見逃してくれ云々」

とある。このような事実は全くない。

また、調査費一六〇〇万円のこと

で「これは表の金であり、裏金は土幌

高原道路反対断念のみかえりとして

関係教授団の懐に云々。今どきの金

で一億六千万円にもなる。すべて協

会に吐き出してもらつて、向こう十

年間は会費無料を求めると云々。こ

れらの発言はどういう事実に基づ

いているのか。

△久保会員▽

私の気持ちであり信念だ。

△八木名譽会員▽

まったく事実でないのに信念だつたら何を言つてもよいのか。すべて

根も葉もないことを言いふらし、文

書を不特定多数の人々に流している。

△久保会員▽

不特定多数ではない。文書は会員

に限定して送っている。

△八木名譽会員▽

これは八木個人だけではなく、協

会にとつても許すことのできない重

大な名譽毀損である。断固たる法的

処置を含めて考慮中である。

△小暮会長▽

私たちは誇りをもって自然保護運

動に参加している。「裏金云々」に

ついてはまったく協会として覚えの

ないこと。

△久保会員▽

協会ではなく、その当時の個人と

いつているのだ。

△小暮会長▽

トンネル案は、「どうしても造るのであれば地上よりはまし」という

思いであったと理解している。その後、林談話が出されたり、種々状況が変っており、現在の価値観から協会が道路計画を批判するのは正当な活動であると思っている。

△久保会員▽

キロロの問題では、知事が道議会で水質汚濁事故は事業者の責任、原因だと答弁しているが、会長は私に後で調べるというっていた。どうなっているのか、とりまとめて会員に報告して欲しい。

△佐藤会員▽

このような問題を深くやるのは、別に関心のある人たちで活動して欲しい。

◇議長が第四号議案の議事終了を告げ、傍新会長の挨拶、新理事の紹介があった後

△傍新会長▽

理事会として小暮前会長を名誉会員に推せんする。本総会で推挙していただきたい。

◇会場の拍手により異議なく了承された。

議長が閉会を宣言し、総会は終了した。

会誌三十三号「三十三周年記念号」原稿募集

会誌三十三号は「協会三十年の歩み特集」として編集する準備をすめています。その中に会員の方々の短文をご紹介します。ついでには左記により原稿を募集します。多数の方がご意見を寄せられるようお願いしています。

記

- ・テーマ 「協会活動に望む」
- ・字数 六〇〇字以内
- ・締切 九月十五日必着
- ・送付先 協会事務所

（「会誌原稿在中」と表記して送付して下さい。）



然典 38 自事 豆

環境基本法

畠山 武道

（北大法学部）

環境の保全について、基本理念、国、自治体、事業者等の責務、基本施策などを定める法律で、従来の公害対策基本法にかわって、一九九三年一月一九日に公布・施行された。法律は、全四六条と附則からなり、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進をキーワードに、その達成手段として、環境基本計画、環境アセスメント、経済的措置、環境負荷を低減させる製品の利用推進、環境教育・環境学習、民間の自発的活動の支援、情報提供、国際協力などを定めている。この法律は、基本法であり、直接に行政機関や事業者を拘束するものではないが、国の環境保全に関する基本的方向をさだめ、個別の行政施策を誘導する役割をもつだけに、内容に十分な関心をもつことが必要である。

まず、環境基本計画（一五条）は、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を明らかにするものであるが、他の開発計画等との上下関係、実際の拘束力などがいまいである。また、環境アセスメントは、法制度化が明示されず、「必要な措置を講ずる」（二〇条）とされたにすぎない。環境情報の提供（公開）は、さらに下位の「努める」（二七条）という表現にとどまっている。海外からの批判の多いODAによる環境破壊や企業の公害輸出についても、とくに実効性のある措置は定められていない（三五条）。最後に、住民や各種団体から導入の強い要望があった環境権についても、それを明確に示す規定はおかれなかった（三条参照）。

こうしてみると、今回の環境基本法は、新しい理念を示している点で、評価できることもあるが、それを実際に実現する方法や手続（とくに住民の権利保護、住民参加、情報公開など）の点で、きわめて不十分であり、将来の改正が必要といえる。

# 会長に就任して

俵 浩 三



五月十四日の総会で私は理事に選任され、その後の理事会で会長に互選されました。二期四年間にわたって誠実に職を務められた小暮得雄会長が、北大から千葉大へ転職するため、「統投」できなくなり、結果的にはこの重責のお鉢が私に回ってしまいました。

輝かしい伝統と責任のある北海道自然保護協会の舵をとる立場になった心境は、「重い荷物を背負って登山口に立ち山頂を仰ぐとき」と似ています。体重五〇キに満たないやせ身の私が、重い荷物に負けず、登山ルートを探しながら、どこまで頑張れるか不安はありますが、一生懸命に務めたいと思います。

北海道自然保護協会は今年で創立三十周年を迎えます。協会が設立された一九六〇年代はまだ、「自然保護ってどんなこと？」と世間の関心が低い時代でした。しかし一九七〇年代になると公害や自然破壊が急速

に注目され、各地で住民運動も盛んとなり、自然保護も次第に市民権を得るようになってきました。そのころから現在までの、日本の自然保護や環境問題を振り返ると、常に問題提起は住民側にあり、一歩遅れて行政が追従する、というパターンが繰り返されてきました。昨年の六月、釧路で開催されたラムサール会議ではNGO（非政府組織）がクローズアップされましたが、NGOの一員としての北海道自然保護協会の役割は、ますます大きくなっています。この機会に協会の三十年の歩みを振り返る「会誌特集号」をはじめ、いくつかの「三十周年記念事業」を計画する予定です。

国立公園内道路計画ですが、共通しているのは「はじめに〇〇ありき」の「公共事業のかたくなさ」です。そもそもなぜ必要なのか、どのような効果があるのか、環境に与える影響はどうか、その方法（工法）が最善か、住民の意見が幅広く反映されているか、公共事業の投資効果として適切か、といった出発点での透明な論議がされないうまま、「はじめに〇〇ありき」で決定してしまっただから、行政としては「面子にかけても後戻りできない」という姿勢がありありと感じられます。土幌高原道路は二十九年も前に得た（環境庁設立以前の）「承認」という既得権を、社会情勢や環境に対する価値観がすっかり変化したいまま、かたくなに守ろうとしています。なお誤解のないように申し上げますが、千歳川放水路計画では治水対策に反対しているのではなく、「放水路」に反対しているのです。

その他にゴルフ場やリゾート開発問題、森林の保護、野生動物の保護、身近な自然の保全、自然観察会や講演会による自然保護思想の普及など、とりくむべき課題は山積しています。

北海道自然保護協会は基本的には会員のボランティア活動によって支えられています。このたびの総会で選任された理事の方々も、それぞれベテランぞろい、意欲をもって協会活動にとりくんでくださいますが、なんといいっても協会を支えてくださっているのは会員の皆様です。なおいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 【お詫び】

五月十四日の総会では、理事者側の単純ミスから、「監事の選任」を行いませんでした。定款（第二十三条）では「監事は、総会において選任する」となっていますので、なるべく早く三十周年記念事業に合わせ臨時総会を開催し、監事の選任をさせていただきたいと考えています。それまでは、「役員は、任期満了後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない」（定款第二十五条）を暫定的に適用させていただきます。どうぞご了承ください。

浮き世の義理もだがたく、このほど、住みなれた北海道をはなれ、協会の役職を退きました。NC71号で会長就任のご挨拶を申し述べてから、二期四年間の「時」が流れ、積み重なったこととなります。十分に燃えつきたようで、そうでもなく、短かいようで長くもあつたような、ふしぎな実感があります。たぶん、矢のように過ぎた日々でありながら、顧みれば、あまりにも多くの出会いやできごとが凝縮していて、いまだに整理しきれないもどかしさが、そんな感慨をよぶのでしよう。

◇……◇……

協会の活動に携わって以来、そもそも自然保護とは何なのか、自然と人間の関係をどう扱えたらよいか、をたえず自問してきました。正直なところ、はじめは、人間が自然界の一部であり、人間も自然的存在である、という想念に囚われていたように思えます。この考え方は、しごく当然のように見えて、必らずしもそうではありません。自然の一部という発想をつきつめると、人為や人工も自然に包摂され、帰するところ、野生を冒し、わがもの顔に地球を侵奪してきた、人間という自然的存在の在り様を肯定することになります。こうして、自然対人間という構図

のなかで、人間をとりまく対象、万物がその生存を托する「外界的自然」を過剰な人為や開発から守ることが自然保護にはかならない、と弁えるようになりまし。少くとも、ほんとうの自然保護は、単なる人間保護を超えたところに成りたつのではないでしようか。

しばらく北海道をはなれていると、その澄明な自然がいまさらのように

後世につたえなければなりません。

◇……◇……

さらなる運動の高揚には、八天の時、地の利、人の和が必要で。いまや草木もなびく環境の時代。プラジル・サミットや釧路のラムサール会議などを経て、環境保護の機運は大いに盛りあがりました。残念ながら、グローバルな環境問題への関心が身近な自然の保護に運動してい

## 《自然への思いは変ることなく》

— 退任にあたって —

小暮 得雄

懐かしく、胸をしめつけられる思いに駆られます。大湿原をさわさわと吹きわたる清風、原始の森が奏でる野生のシンフォニー。開発の荒波に蝕ばれつづつあるとはいえ、そこには、友人の形容を借りれば、泣きたいほど美しい自然が残されています。かぎりなく豊饒で、おおらかに、清澄な……。泣いても泣かなくても、こんな神々の遊ぶ庭を、ぜひとも

ない懐みがあるとはいえ、疑いなく、自然保護運動には「追い風」が吹いている、といつてよいでしょう。加えて、北海道は、わが国に残された自然の宝庫として、誰はばかることなく自然保護の大義を主張できる「地の利」があります。追い風をはらみ、恵まれた地の利を活かすものは、結局、人の和にはかなりません。協会が、後新会長のもと、幅ひろく英知

を結集して、大同を保ち、しなやかに時代の負託にこたえることを、切に期待するものです。

◇……◇……

この四年間、ルーティンの仕事に加えて、運動面では、たとえば土幌高原道路問題やゴルフ場開発、あるいは千歳川放水路問題など、多くの問題にとりくみ、多くの課題を残しました。脳裏に浮ぶ在任中のあれこれを、いま、得々と語る心境ではありません。いずれにせよ、個性豊かな方々との出会いは、私にとって生涯の宝となるでしょう。固有名詞は省かせていただきますが、ご支援、ご協力を賜わった多くの方々に、この欄を借りて心から御礼申しあげます。

北海道をはなれたとはいえ、自然への熱い思いが変るわけではありません。またの日、本道の自然は、どんなたたずまいで迎えてくれるのでしようか。

# 道新TODAYの土幌高原道路

## 関連記事について

三 浩 俵

ご存じの方が多くと思いますが「道新TODAY」の一九九四年五月号に、「土幌高原道路建設を認めていた・道自然保護協会の触れられたくない過去」という記事が掲載されました。

### 道新TODAYの記事の要点

その記事の要点は次のとおりです。

(1)土幌高原道路建設に反対している北海道自然保護協会が、土幌高原道路の環境調査を昭和五十四～五十六年度に北海道開発コンサルタントから受託していた。しかも協会が矛盾を指摘している「総合的評価図」の原案は協会がタッチして作成されたのではないか、これはおかしいのではないか、という問題意識で、当時の調査を総括した辻井達一北大農学部教授にインタビューしている。

(2)北海道自然保護協会が社団法人として認可されたことと、土幌高原道路調査の受託は関連があったのではないか、認可と受託は時間的に一致している。

(3)昭和四十七年に北海道自然保護協会は北海道知事に対して、土幌高原道路は東ヌブカウシ山付近を「トンネルその他適切な方法」に設計変更するよう、要望書を出した経緯がある。北海道が進めようとする「全線トンネル案」は協会が提案したこと

になる。

### 当協会からのコメント

この記事が掲載されると、何人かの会員の方から、どうなっているのか、と心配する声がかれました。ごもっともなことです。この記事の基となった「取材」は俵と鮫島（ともに当時副会長）が受けました。そこで「取材」の応答を中心にしながら、コメントしてみたいと思います。

(1)総合的評価の原案はだれが作成したか  
質問

・総合的評価で問題とされた、植物の最高二五〇点、動物の最高二十五点というアンバランスは、昭和五十六年度の報告書にすでに記載されている。この報告書は協会が書いたものではないか？

・いま協会が、総合的評価の手法の不備を批判するのは自己矛盾であり、天に向ってツバするようなものではないか？

・総合的評価図の破綻が原因で駒止トンネル案が挫折し、全線トンネル案が浮上したのなら、全線トンネルの工事費アップで税金の無駄遣いをさせる原因者は協会ではないか？

### 回答

①総合的評価の原案をだれが作成し

たかについて、基礎的資料は協会が提供したが、総合的評価の部分は元請けのコンサルタントが作成したものと理解している。総合的評価図の矛盾を公表（一九九三年一月八日北海道新聞）するに先立ち、当時の調査担当者に確認したところ、そのような回答を得たので、矛盾点を公表したものである。

②たとえ北海道自然保護協会が原案作成に関わりをもったものであったとしても、その後十年の歳月をへた現在の価値観から見ても、適切でないものは適切でないことを指摘し、それを改める方向に動くことは当然である。「過ちては則ち改むるに憚ることなかれ」である。

③昭和五十四、五十五年の受託調査を通じて、土幌高原道路予定地の自然環境がきわめて優れたものであることが明らかになったため、協会では昭和五十六年に、どうしても道路を作るなら「東ヌブカウシ南麓案」にすべきだと提案した。しかし昭和五十七年三月にまとめられた報告書では、協会の意志に反し、南麓案が採用とならず、駒止トンネル案が採用となっていたため、協会では昭和五十七年五月に北海道あて「抗議」したところである（会報四十二号参照）。

④北海道が昨年、駒止トンネル案から全線トンネル案に変更せざるを得なくなった要因としては、(a)北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」と土幌高原道路計画が整合性をもっていないこと、(b)全国から寄せられた十万名を超す「土幌高原道路計画反対署名」の自然保護世論の重み、(c)総合的評価図の破綻など、さまざまな要因が複合したものと考えられる。したがって(c)の総合的評価図の問題だけを強調して、それが全線トンネルを生み出したと立論するのは、公平な見方ではない。

⑤土幌高原道路問題を含めて、環境問題に対処する場合、過去の経緯だけにこだわっていたのでは、前進、解決はあり得ない。今日の価値観にもとづき、将来の方向を展望することが重要である。土幌高原道路は昭和四十年に厚生省(環境庁の設立前)の承認を得ているので、たとえ「林談話」に反しても(土幌高原道路承認後の談話なので拘束されないとして)、道路事業を執行するのが当然とする北海道の態度こそ問題といふべきである。

## (2)協会法人化の意志決定は昭和五十二年

### 質問

・協会の法人化は土幌高原道路調査

の受皿として計画されたのではないか？

・法人化の「基金」に土幌高原道路調査費の一部が使われたのではないか？

### 回答

①協会の法人化は昭和五十二年度総会において意志決定がなされた(会報二十五号参照)。

②法人化の基金等は、昭和五十三年春、会員からの募金(個人募金二二一名八十九万円、団体募金六十一団体一四一万円)を原資としてまかなわれた(会報二十八号参照)。

③土幌高原道路の受託は昭和五十四～五十六年に行われたもので、協会の法人化の方が時間的に先行しており、質問のような疑念はない。

(3)昭和四十七年のトンネル案は過去のもの

### 質問

・協会は昭和四十七年当時、土幌高原道路は東ヌブカウシ山にトンネルを掘って開通させるよう、北海道に対して要望した事実がある。今回の北海道による「全線トンネル案」は協会の要望に添ったものだとの見方がある。協会の見解は？

### 回答

①昭和四十七年当時、東ヌブカウシ山トンネルを要望した事実は否定し

ない(会報十二号参照)。トンネル案で自然保護問題をクリアしようとしたのは、当時の社会情勢のもとにおける価値観であった。

②しかしその後、昭和五十四、五十五年度に土幌高原道路調査を受託し、道路予定地の環境がきわめて優れていることが判明したため、ここには道路を通すべきではないとして昭和五十六年に「南麓案」を提案した。この時点で昭和四十七年のトンネル要望は消滅したと考えている。

③昭和四十七年当時の要望に合致するから、今日でもトンネル案が協会の要望に添ったものだという見解は、その後の二十余年の社会情勢の変化、環境問題意識の高揚を無視したものである。それは、「苫小牧東部開発のマスタープランは昭和四十六年に決定されたから今日も有効で、今後このマスタープランに沿って開発すべきだ」と主張するのと同様に、無意味なことである。

### (補足説明)

協会では、このように昭和四十七年の要望書は、古証文になっていいると考えています。しかし北海道は、この要望は必ずしも古証文ではないとする、きわめて心外な見解をもっていることが最近になって明らかとなりましたので、改めて昭和四十七年のトンネル案要

望書を撤回する文書を六月二十日づけで、北海道に提出しました(別記「土幌高原道路の全線トンネル案について」参照)。

### 開発を前提とした調査は行わず

以上が道新TODAYの「土幌高原道路建設を認めていた・道自然保護協会の触れられたくない過去」に関連したコメントです。

昭和五十四～五十六年当時、協会の先輩たちが土幌高原道路の環境調査を受託し、報告書を書いたのは、当時はそれなりの背景があつたのころと思えます。私なりに解釈すれば、次のことが考えられます。

①当時は「環境アセスメント」の考え方が暗中模索ではじまったころで、協会としてもアセスメントに期待をもち、新しい手法の開発に意欲的だったこと(航空写真利用のリモートセンシングという新しい手法が土幌高原道路調査に導入された)。

②当時は、例えば北海道環境科学研究センターが未設立だったことなど、行政、民間調査機関を通じて、調査研究体制が不十分だったのに対して、協会は各分野の専門スタッフをそろえていたこと。

③「自然に関する学術調査研究及び資料の収集」を行うことは、社団

法人である協会の大きな事業の一つ（定款第四条）であり、また受託調査は協会の財務に寄与すること。

④しかし実際に土幌高原道路の現地調査を行ってみると、予想以上に優れた環境であることが改めて浮き彫りとなってきた。そうした中で、土幌高原道路は昭和四十年に承認になつている、という事実も勘案し、調査のスポンサーに向つて「断固反対」とはいにくい苦渋を味わいつつ、協会としては先に記した「南麓案」を提案したこと。

したがって当時の先輩たちは、当時おかれた状況の中で最善と考えられる判断をしてきたものと思えます。しかし「NC四十六号」（一九八四）に川辺会員が「土幌高原道路と北海道自然保護協会」と題する一文を寄せ、「もし将来、先の（土幌高原道路についての）報告書を盾とした開削工事を行政側に許すならば、調査に加つた本会は、自然保護団体としての存在そのものが問われかねない」と論じています。またそれに関して当時の八木会長が「影響評価報告書の結論が、もちろん道路肯定ではないが、断固反対という表現でなかったため、誤解を受けたのはまことに遺憾である」と反省した一文を寄せています。

つまり協会としては、土幌高原道路の環境調査を受託したことは、結果的には適切でなかった、と現在は認識しています。このような反省から、協会では定款にある「学術調査研究」の重要性を認識しつつも、受託調査については「開発がらみの調査は行わない」という方針を定め、数年前から実行しています（どのような受託調査を行っているかの具体例は「会誌三十号」を参照）。また協会の財務に占める受託調査収入は減少しており、会員からの会費収入への依存度が高まっていることは、例年の予算・決算をご覧いただければ、お分りと思います。

協会は本年創立三十周年を迎えます。その長い歴史と激動する環境問題へのとりくみの中には、多くの先輩の、その時々々の試行錯誤や苦悩の決断も折り込まれています。現在の価値観にもとづいて過去のできごとを批判するのは容易なことです。しかしより重要なのは、現在の価値観にもとづいて、将来に向つてどの道を選択するか、ということですが、私は先にも記したように、「過ちでは則ち改むるに憚ることなかれ」が大切だと考えています。土幌高原道路の調査受託についても、いまはその反省にたつて「開発がらみの調

査は行わない」との方針を明確にしております。

現在の土幌高原道路問題に対する協会の態度は、別記六月二十日づけ、環境庁長官あて「大雪山国立公園内土幌高原道路計画の取扱いについての要望」に集約されております。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 三十周年記念行事

協会創立三十周年を記念し、次の二つの行事を実施することが決まりましたので、お知らせいたします。

(1)夏休み自然観察記録「コンクール」  
・テーマ

小学生/身のまわりの自然をよく

見て作文や絵に詳しくかく

中学生/「北海道の自然と私」を

作文にまとめる

・応募資格/道内在住の小・中学生

・締切/九月五日(月)協会事務局必着

・入賞者には賞状及び賞品を贈呈

優秀作品は北海道新聞及び協会会報等に掲載

※応募要項は各学校に送付してあります。協会事務局でもお答えいたします。

(2)記念講演会の開催

日時/九月十日(土)午後二時半

演題/「森が消えれば海も死ぬ」

講師/松永勝彦

(北大水産学部教授)

会場/札幌市女性センター

第一研修室

(札幌市中央区大通西十九)

参加費/無料

定員/一〇〇名(申込み順)

申込み/協会事務局あて事前に電話で申し込んで下さい。

※講演会は臨時總會終了後開催されます。

# 陳情書 要望書 意見書

トマム・リゾートに関係する国有林の類型区分変更についての要望

一九九四年三月十日

林野庁長官 塚本 隆久様

北海道営林局長 岡本 敬三様

旭川営林支局長 後藤 隆一様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

北海道の「トマム・リゾート」は、これまで勇払郡占冠村の「中トマム」地区を中心として開発が行われてきました。現在は占冠村および空知郡南富良野町にかけての「金の沢」「上トマム」「奥トマム」地区で、ホテル、ゴルフ場、スキー場を中心とする大規模な拡張計画が進められております。

この拡張予定地の大部分は国有林に該当し、「森林空間利用林」に位置づけられていると承知いたしております。しかし、この拡張計画は先に当協会から貴職あてにお送りした『トマム・レポート トマムの事例に見るリゾート開発と環境アセスメ

ントの問題点』で明らかかなように、多くの問題があります。とくにその開発コンセプトは、ホテル、ゴルフ場、スキー場のいわゆる「リゾート三点セット」の大型開発であり、このような「金太郎あめ」のリゾート開発の在り方は、国土庁でも北海道でも、過去の失敗を認め、農山村に密着した小型リゾートへの脱却を指導しているところです。また森林レクリエーションの立場からも、「リゾート三点セット」が望ましいものでないことは、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第三条に基づく「基本方針」の「施設の整備の指針」の中に、ゴルフ場はもちろん、大型ホテルや大型スキー場が記載されていなければならないからです。

しかも「金の沢」では、絶滅危惧種のイトウが生息・産卵しているにもかかわらず、事業者が行った環境アセスメントに関して、「①金の沢のイトウの調査や保全対策が不十分、②狩振岳付近のエゾマツ・トドマツ林は良好な自然で、スキー場やゴルフ場は環境へ大きな影響を与える」などと、事業者へ指摘がされております。

このような状況を勘案すれば、少なくとも「金の沢」および「狩振岳付近」の、大型リゾート開発は否定されるのが当然であり、まして国民の財産である国有林を一私企業のリゾート地とすることは絶対に避けるべきであります。

したがって「金の沢」地区および「狩振岳付近」の国有林が「森林空間利用林」となっているならば、これを「自然維持林」に変更されるよう、つよく要望いたします。

トマム・リゾートに関係する国有林の類型区分変更についての要望(回答)

平成六年三月三十日

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄様

旭川営林支局長

国有林野では、平成三年に、国有林野経営の基本であります経営規程を改正し国民に分りやすい経営をめざして、森林の発揮する機能に着目し、国有林野を四区分し適切な施業を行っていくこととしたところであります。

要望の「金の沢」地区及び「狩振岳付近」の国有林は幾寅営林署の施業管理計画では森林空間利用林として定めております。

これは当地域が、リゾート法に基づく北海道富良野大雪リゾート整備構想に係る重点整備地区に指定され

ていること、地元市町村の意向が強いこと等を踏まえ森林空間利用林として対応することが妥当と判断し、道知事、村長、学識経験者、地元関係者、自然保護団体等の意見も聞き類型区分したところであります。

貴協会のご要望は受けたくまわりませんが、旭川営林支局としては第二次施業管理計画を本年一月末に樹立したばかりでございます。樹立時と状況の変化はないものと判断しており、現段階で機能類型を変える考えはありませんのであしからず承いいただきたいと思っております。

なお、国有林の開発は環境アセスの承認後、国有林野管理審議会の審査を経て決定されることとなっております。国有林野管理審議会の審査以前の段階、特に道条例に基づく環境アセスの段階では企業の開発計画は、企業独自の開発プランにすぎないと認識しているので御理解願いたい。(回答内容のみ)

エゾシカ保護管理システム推進について改善を求める要望書  
一九九四年四月二十日  
北海道知事 横路 孝弘様

(社)北海道自然保護協会  
会長 小暮 得雄  
明治時代に絶滅の淵へ追い込まれ

たエゾシカが、最近では増えすぎて困るといふ声を耳にするようになりました。しかし一〇〇年経た今も生息数の回復は大きな地域格差があり、その生息密度は特に道東地域の一部では高く、その他の地域では全般に低く絶滅状態に近い地域も多いといった状況です。シカ個体数の消長のメカニズムは、シカの生態的特色に開発や狩猟など人為的な影響も絡み合っている、その科学的解明は、エゾシカの保護にとってこれからの重要課題とされています。

一方、エゾシカによる農林業被害の問題などは、被害者ばかりではなく私達エゾシカの保護を考える者にとっても、問題の解決は急を要するものであるとする認識に変わりありません。しかしながら従来からの狩猟や有害鳥獣等の制度とその運用の在り方や、その実施の中で様々な問題が発生しており、今後の道及び国によって行なわれようとしている対応策にも多くの問題があると言わざるをえません。ことにメスジカの狩猟解禁は、現状ではエゾシカの「種の保存」にとって危機的な打撃を与える恐れがあり、また有害駆除による捕殺個体の食肉化及び生け捕りによる家畜化は、危機に一層拍車をかけるものと懸念されます。

改めて言うまでもなく、在来の固有の野生動物は私達国民全体にとつてかけがえのない自然遺産であります。したがって、これらの野生動物の保護管理の在り方については、これまでの特定の利害関係者と行政及び学識経験者などによって論議されるべきものではなく、広く国民や地域住民の声に十分に配慮したものでなければならぬものと考えます。以上の理由により下記の事項を要望いたします。

### 記

一 エゾシカに関係する情報の公開  
多くの道民は、エゾシカの保護管理システムが、どのような内容をもち、なぜ必要なのか、について知らないのが実情である。したがってまず野生動物保護管理システム策定委員会のエゾシカに関わる検討資料と検討経過を公開すること。なおエゾシカの地域別季節別生息数、農林業被害の実態、電気牧柵の設置状況、狩猟及び有害駆除の実態、密猟監視体制などの情報が検討資料に含まれていない場合は、これらもあわせて早急に公開すること。

### 二 幅広い住民参加

法的に定められている関係者からの意見聴取ばかりではなく、法律で義務付けられていなくても、構想か

ら決定の間で、できるだけ多くの機会を設けて、幅広く道民の意見を聴取し、住民参加の徹底を図ること。

### 三 メスジカの狩猟解禁

環境庁ではメスジカを狩猟獣に加える方針だと伝えられているが、メスジカの狩猟が認められれば、生息数の激減、狩猟に伴う事故やワナによる密猟などの多発が懸念される。したがって本道ではメスジカの狩猟はこれまでどおり禁止すること。

### 四 駆除したエゾシカの食肉化禁止

駆除したエゾシカの死体の「有効活用」として食肉化することは密猟を助長し、また食品の安全性の上で懸念があるので、行わないこと。

### 五 養鹿業のための「生け捕り」禁止

養鹿業のため「生け捕り」することとは、捕獲の歯止めを失う恐れが大きいので認めないこと。

### 六 電気牧柵の普及

農業被害の防止対策として、電気牧柵の普及にさらに努め、電気牧柵の被害防除効果を高めるための技術指導を徹底すること。

### 七 狩猟取締りの強化

違法狩猟行為の取締り強化によって、密猟や人身事故を一扫し、厳格なハンター教育を行うこと。

### 八 違法行為の厳格化

違法行為の厳格化によって、密猟や人身事故を一扫し、厳格なハンター教育を行うこと。

### 九 違法行為の厳格化

違法行為の厳格化によって、密猟や人身事故を一扫し、厳格なハンター教育を行うこと。

### 十 違法行為の厳格化

違法行為の厳格化によって、密猟や人身事故を一扫し、厳格なハンター教育を行うこと。

士幌高原道路の全線トンネル案について  
一九九四年六月二十日

北海道知事 横路 孝弘様

(注)北海道自然保護協会 会長 俵 浩三

士幌高原道路については、近く北海道が「全線トンネル案」を公表すると伝えられております。しかし士幌高原道路計画には数々の疑問点や矛盾点があり、それに対して客観的で合理的な説明はまったくなされていません。

例えば当協会からの「山火事に役立たない全線トンネル案がなぜ最良か」という質問に対して、従来は「山火事等の自然災害は、いつ、どこで発生するか予測できないものがあります。この道路は、山火事に対処するということから、長年にわたる地元が待ち望んでいる道路でありまして、道としてはこのような地元の強い要望に添えていかなければならないと考えております」(一九九三・七・五土木部長)としていたものが、半年もたたぬうちに一転して「新規開削の必要性」に沈黙してしまい、「開削部分を利用した地上消火が可能なので、なお一定の役割を果たすものと考えます」(一九九三・一・二七土木部長)と、回答にも

ならぬ回答をしています。「開削部分を利用した地上消火」を「長年にわたり地元が待ち望んで」いたのでしょうか？なぜこれが「最良」なのでしょうようか？

このことに象徴されるように土幌高原道路計画は、たとえ全線トンネルとしても問題が解決されるわけではなく、そもそもなぜ道路が必要なのか、どんな効果があるのか、といった基本的な部分で説得力を欠いています。土幌高原道路は、国立公園内での道路新設は「他に適切な到達手段が見出せないことが前提とされなければならぬ」とする一九七三年の「林談話」に反する「短縮連絡」であり、大雪山国立公園の適切な保護および利用のあり方の将来に禍根を残すものであり、無駄な公共投資と考えられますので、当協会では改めて計画反対の意志を明確にいたします。また下記のとおり、一九七二年に提出した旧要望書を撤回し、またそれに関連した質問をいたしますので、よろしくおとり計らいください。

## 記

### 撤回

一九七二年に提出した要望書の  
当協会では一九七二年に土幌高原  
道路の未開削部分を「トンネルその

他適切な方法によって（自然環境に対する）被害を最小限に止めるよう」要望した経緯があります（昭和四十七年四月十四日・大雪山国立公園土幌〱然別湖線道々に関する要望）。

これはいまから二十年以上も前に、当時の、自然保護より観光道路の整備を優先させることが当然とされた社会経済的背景のなかで行われた、「林談話」以前の要望であります。当協会ではその後、再三再四にわたって土幌高原道路計画の撤回を求める要望や、根本的に疑問を表明する質問書を出しておりますので、「新法は旧法を破る」の原則を引くまでもなく、一九七二年の要望はすでに「古証文」となっていると理解しております。

まことに遺憾なことであり、まさか一九七二年の要望が、新しい「全線トンネル」の免罪符に使われることはあり得ないとは思いますが、どんな古証文も撤回されない限り生き続ける、という解釈をされるのであれば、きわめて不本意なことであり、ここに改めて一九七二年四月十四日づけ「大雪山国立公園土幌〱然別湖線道々に関する要望」を撤回いたしますので、ご了承ください。

## 二 知事インタビュー記事について 真意の照会

前記のことに関連し、一九九四年五月十日の北海道新聞紙上で、横路知事は「土幌高原道路は自然保護団体の意見を聞いて、調査を積み重ねてきました。意見をとり入れてトンネル化しましたので、問題は解消されたと思っています」とインタビューに答えています。これも一九七二年の要望は生きていたのではないかと、この「意見をとり入れた部分だけ」という会員の不安を増幅させる発言であります。活字になった部分だけでは意につくせない点があるかとは思いますが、この「意見をとり入れてトンネル化しました」は、どの団体の、どのような意見を明らかにされるよう、質問いたします。

大雪山国立公園内土幌高原道路計画  
の取扱いについての要望

一九九四年六月二十日  
環境庁長官 浜四津 敏子様

（出）北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

このことについては昭和六十三年十月六日づけ「大雪山国立公園内の『道々土幌然別湖線』建設に関する自然保護上の取扱いについての意見書」として、（勅）日本自然保護協会と連名で環境庁長官あて要望したところであり、その後、この道路計画に対して反対する署名が全国から十一万筆以上も集まり、また地元新聞も数回にわたって計画の不当性を指摘する社説を掲げるなど、自然保護世論が急速な高まりを見せたため、事業主体の北海道では、当時の計画（駒止トンネル案）を修正して、新たに「全線トンネル案」を検討しております。新聞報道によると、北海道では「全線トンネル案」を公表する以前に、環境庁に「根回し」を行いつつあると伝えられております。

しかし、この道路計画は「全線トンネル」とすれば問題が解決する、という単純なものではありません。そもそも、なぜこの道路が必要なのか、どんな効果があるのか、といった基本的な部分の論議がほとんどさ

れていないのです。環境庁としては、国立公園計画に該当し、公園事業として承認した経緯がある、という立場にあることは承知いたしておられます。しかし「全線トンネル」への変更承認については、下記理由のとおり、三十年も前の既得権を承認するような変更承認をすることは妥当ではないと考えられますので、大雪山国立公園の適切な保護および利用の観点から将来に禍根を残すことのないよう、変更承認を行わず、公園計画の再検討を前向きに行うことを強く要望いたします。

## 記

一 公園計画は道路計画に追従して追加されたものであること

土幌高原道路が公園事業として認可されたのは、環境庁が設立される以前の昭和四十(一九六五)年のことであり、しかもそれは公園計画の追加と同時になされたものである。すなわちそれ以前に土幌高原道路は公園計画になく、道路計画が先行し、その道路を認めるための事務処理として公園計画、事業認可が追従したものである。当時は国立公園の保護より観光道路の整備が優先される風潮にあり、この種の追従は珍しいことではなかった。しかしその後、国立公園における観光道路の在り方はき

びしく反省されるようになって、国立公園道路の憲法というべき「林部会長談話(一九七三)」が出されたものである。この談話に従えば土幌高原道路は否定される。たとえ談話以前に認可されたものであっても、自然保護問題で二十数年も中断されていた本件については、既得権を認めるのではなく、現在の状況および将来を見すえた視点に立つ価値観によって、抜本的に再検討されるべきである。

二 道路の主目的は山火事対策にあるが全線トンネルでは役立たないこと

(十三ページ知事宛文書の前文に同様の記載があることから、この項の説明文掲載を省略します(編集室))

三 然別湖への短縮連絡は効果が小さいこと

土幌高原道路の第二の目的は、土幌町から然別湖への短縮連絡であり、公園計画に該当する理由もここにありと考えられる。しかし、その短縮連絡はわずかなもので、大きな効果を望めない。北海道でも「地域産業の振興や、地域と都市の交流の場を提供し、地域を活性化すること」(一九九二・七・一七土木部長)といった抽象的な表現でしか道路のもたらす効果を説明できない実状であ

る。しかも土幌高原道路が公園計画に追加された当時は、道路整備が十分で自動車の性能も劣っていた。そうした条件の下では、それなりの短縮効果が望めたかもしれないが、いまや土幌から然別湖への既存道路は全線舗装となり、さらに道々本別新得線は二七四号国道に昇格し、自動車の性能も格段に向上したので、土幌高原道路が計画された当時に比べると、短縮の効果がはるかに薄らいでいる。また「全線トンネル」では自然景観を楽しむこともできず、公園計画道路としての適確性に問題がある。

四 全線トンネルは北海道が自ら環境アクセスで否定した案であること

北海道はいわゆる「駒止トンネル案」の環境アクセスメント(北海道「一般道々土幌然別湖線自然環境調査報告書」一九八八)において、全線トンネル案を比較代替案のひとつにとりあげ、「トンネルはその長大化に伴い事業費が著しく大きく」なるばかりでなく、「事故発生の際の処理がトンネルの長大化に伴い著しく難しく」なり、「トンネルズリの処理などの施工性」にも問題があり、さらに「走行の安全性及び快適性の面からみると、トンネル延長が最も

短く、山と森林につつまれた自然の中を走行する駒止トンネル案が最も適している」と評価したのである。すなわち「全線トンネル案」は明らかに駒止トンネル案より劣っていると、北海道が自ら否定したのである。それにもかかわらず駒止トンネル案を断念すると、劣っていたものが一転して「最良」(知事の議会答弁)に変化してしまったのである。環境アクセスメントにおいて、本命が失格したら「次点の線上当選」などということは絶対に許されるべきではない。しかも目的も効果もあいまいなのに「事業費が著しく大きくなる」のは、税金の無駄遣いと批判をまぬがれない。

五 道路予定地は北海道が自ら宣言した「無車道地域」であること

北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」(一九八八)では、土幌高原道路の未開削部分に当る「東ヌブカウシ山」一帯を、「周辺を含めて厳正な保全を図り」「徒歩による自然探勝等に利用を限定」する地域と定めている。全線トンネルとすれば地表部の環境変化はないから、この指針に抵触しないと考えることは「無車道地域」の理念に反するものである。地表の改変がなければ支障がないという扱いをすれば、例え

ば富士山に地下ケーブルカーを認めてよい、という論拠を与えることになり、国立公園の将来にとって禍根を残すことになる。「無車道地域」は地下を含め、あくまで「無車道地域」とすべきである。

六 国立公園計画の再検討を行うのが当然であること

環境庁が策定した「国立公園又は国定公園計画再検討実務要領について」(一九八〇)の「⑥道路について」によれば、「公園事業として執行中のものについては、…現計画が不合理であると認められる場合は、実態に合わせて公園計画を変更するものとす」とある。札幌高原道路については、上記各項目のように、どう見ても合理的とはいえず「不合理であると認められる」ので、「林談話」の趣旨に沿い、また「北海道自然環境保全指針」に合致するように、「無車道地域」として国立公園計画の見直しを行うべきである。

## NCニュース



(会場記載のないものは  
事務所へ実施・敬称略)

### 第一四一回理事会

一九九四年一月二十二日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、中野、畠山、福地、江部、大館、小田島、佐藤、伊達、寺島、林、土方、平井、三浦(十八名)

報告

一、事務局長の交代について

十二月三十一日をもって、事務局長が高橋氏から山辺氏に交代したことが報告された。

議題

一、入会者の承認について

A会員七名、学生会員一名の入会を承認した。

二、次期総会および理事選挙の日程について

次期総会を五月十四日、かでる2・7で開催することが決った。

三、札幌高原道路問題について

北海道がボーリング調査を行ったことに対して、道及び環境庁に抗議したことが報告され、あわせて今後

の対応を検討した。

一九九三年度第六回拡大常務理事会  
一九九四年二月二十二日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、畠山、福地、市川、江部、佐藤、土方、平井(十二名)

報告

一、久保会員の質問状に対する回答について

公開質問状に対し回答書を作成することになった。なお同会員のこれまでの言動にかんがみ、要請書を送付することを決めた。

二、諸会務の処理状況について

自然保護講演会を三月二十三日、かでる2・7において、「環境教育―自然に学ぶ―(講師小川巖氏)をテーマに実施する。

議題

一、厚別区のゴミ埋め立て地ゴルフ場計画問題について

都市公園の緑化のあり方の問題なので、今後の推移を見守ることになった。

二、エゾシカ問題について

メスジカの狩猟解禁に向けて行政手続きが進行しているため、要望書を提出することを決めた。

三、積丹町余別地区「ふれあいの森」事業計画について

北海道の自然を考える会から書面にて取り組みの要請があり、引き続き対応を検討することになった。

### 第一四二回理事会

一九九四年三月十九日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、畠山、福地、市川、江部、大館、小野、佐藤、伊達、寺島、土方、平井、三浦(十七名)

議題

一、入会者の承認について

A会員二名、B会員一名、団体会員一の四月一日からの入会を承認した。

二、一九九四年度の事業計画案および予算案について

事業計画案及び予算案の大筋をとりまとめた。

三、三十周年記念事業について

検討委員会から「記念誌」「記念講演会」「夏休み自然観察日記」その他の提案があり、実施の可能性等を検討した。

四、会長の辞任について

会長から転居を理由に辞任の申し入れがあり、了承した。なお後任が未決定のため、総会まで会長職にとどまってもらい、実務は副会長が代行することになった。

一九九三年度第七回拡大常務理事会  
一九九四年四月八日

出席者 俵、鮫島、熊木、紺谷、島山、福地、市川、江部、小田島、佐藤、伊達、土方、平井、三浦(十四名)

報告

一、カムイ・ジャンボリー高原開発事業計画について  
時間的な制約から、意見があれば個々に意見書を提出する。

議題  
一、平成六年度事業計画案および予算案の作成について  
理事会の了承のもと、事業計画案及び予算案のつめを行った。

二、エゾシカ問題について  
エゾシカの保護管理に関する要望書案文を検討し、早急に道に提出することになった。

第一四三回理事会  
一九九四年五月十四日  
出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、島山、福地、市川、江部、大館、佐藤、伊達、寺島、林、土方、平井、三浦(十七名)

報告  
一、カムイジャンボリー高原開発事業に対する意見書について  
二、三の理事が個人的に意見書を

提出したことが報告された。

二、エゾシカ問題要望書について  
四月二十日に道自然保護課長に会い、要望書の提出と主旨説明をした。

三、エコ・ツアーについて  
五月七、八日に実施。新緑のブナを求めて黒松内から厚沢部方面に行つた。

議題  
一、入会者の承認について  
A会員三名、学生会員一名の入会を承認した。

二、士幌高原道路問題について  
新任道路課長に、話し合いの場の設定を強く申し入れたことが報告された。

### 新会員紹介

94・1・23、94・6・18現在

【個人A会員】

岩本 茂之 笠谷 優  
荒井 美和子 金子 由美  
中館 侃 今堀 陸子  
葛西 幸子 高橋 浩志  
池田 尚 登

【個人B会員】

笠谷 イツ子 八木 紀子  
【学生会員】

船越 康 聖 赤島 弘 一

【団体会員】

道都大学フアジャー

(敬称略)

### 自然観察会のお知らせ

第一回「水辺の生き物を見よう」  
日時 八月二十七日(土)午前十時

場所 西岡水源池  
集合 西岡公園管理事務所前  
(地下鉄澄川駅から市バス80にて西岡水源池下車)

第二回「秋の森を楽しもう」  
日時 十月一日(土)午前九時  
場所 野幌森林公園  
集合 大沢口駐車場入口  
(JR森林公園駅下車、或は新さっぽろ駅から市バス・夕鉄バスにて開拓の村下車、それぞれ徒歩約十五分)

※いずれも参加費無料、申込み不要

### 雪だるま基金

小暮 得雄 一、八〇〇円  
納秀岳荘 一〇〇、〇〇〇円  
佐藤 捷彦 五、〇〇〇円  
☆ありがとうございました。(敬称略)

### 寄付金

黒田 シズ 一、〇〇〇円  
佐藤 捷彦 五、〇〇〇円  
函館トヨベツト(株) 五〇、〇〇〇円  
☆ありがとうございました。(敬称略)

### 寄贈図書

寄贈者 林野庁  
・林業の動向に関する年次報告(平成五年度)  
・平成六年度において講じようとする林業施策  
寄贈者 北海道環境科学研究所センター  
・北海道環境科学研究所センター「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書  
寄贈者 春採湖の会  
・春採湖の会三十年記念誌  
寄贈者 雁を保護する会  
・ガン類渡来地目録第一版  
寄贈者 栗山町教育委員会  
・栗山町の自然をさぐる  
寄贈者 根室市博物館開設準備室  
・根室市博物館開設準備室紀要  
寄贈者 ひがし大雪博物館  
・上士幌町ひがし大雪博物館研究報

# 臨時総会の開催

このたび、左記のとおり臨時総会を開催することが決まりましたので、お知らせいたします。なお詳細は改めてご案内いたします。

日時 一九九四年九月十日(土)午後一時半より  
場所 札幌市女性センター第一研修室  
(札幌市中央区大通西十九丁目)

※臨時総会終了後、三十周年記念講演会を予定しています。

## NC編集委員より

- ・本号の発行が予定より遅れましたことをお詫びいたします。
- ・次号は九月五日原稿締め切り、十月十日頃発行の予定です。

## 事務局より

- ・会費未納の方が目立っております。会費の納入が滞りますと、協会の活動に支障をきたしかねない状況になります。そのため、次の二点につきご協力をお願いいたします。
- ①会費未納の方は至急納入をお願いいたします。
- ②お知り合いの方に入会を勧めて下さいますよう、お願いいたします。

・住所・連絡先及び会員区分を変更された方は、早めにお知らせ下さい。

- 個人A会員 四、〇〇〇円
- 個人B会員 二、〇〇〇円
- (A会員と同一世帯の会員)
- 学生会員 二、〇〇〇円
- 団体会員 一口 一五、〇〇〇円
- 【会費納入方法】
- 郵便振替口座

### 告知 No.15, No.16

- 寄贈者 エコネットワーク
- ・国際ブナ・フォーラム報告書1993
- 寄贈者 市立名寄図書館
- ・名寄市郷土資料報告第九集
- 寄贈者 北網圏北見文化センター
- ・植物標本資料目録(離弁花類)
- 寄贈者 標茶町郷土館
- ・標茶町郷土館報告第七号

### 【会誌三十二号の訂正】

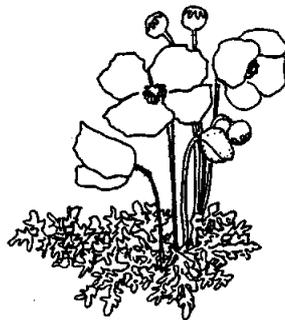
会誌三十二号の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。「リゾート開発は国土荒廃を残し

### おたのしみ のりゆき

1940年生れ  
1964年北大獣医学部卒業  
北海道大学歯学部助教授  
IUCN SSC Deer Specialist  
Group Member  
専門は哺乳類(特にシカ類)  
の進化系統分類学  
著書・訳書「アカシカの群れ」「歯の比較解剖学」「知床の動物」「十二歯考」「Deer of China」など

た」の執筆者名「渡辺克己」は「渡辺克己」の誤りでした。

●「エゾシカとの共生について」の執筆者大森司紀之さんの略歴を次のとおり訂正します。



一九九四年七月二十七日  
〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階  
発行所 社団法人北海道自然保護協会  
電話(〇一一)二五一―五四六五  
発行人 俵 浩 三  
印刷 ㈱ 広報社 印刷

この紙は再生紙を使用しています。